

平成27年第4回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第4回波佐見町議会定例会（第4日目）は、平成27年12月11日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員は次のとおりである。

9番	松尾道代
----	------

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長	山田清	書記	樋口晶子
--------	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行

5. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議案第73号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第74号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第3 議案第75号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第4 議案第76号 波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例
- 日程第5 議案第77号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第78号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について
- 日程第7 発議第4号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制
度の堅持を求める意見書
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成27年第4回波佐見町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第73号

○議長（川田保則君）

日程第1. 議案第73号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第73号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成27年度波佐見町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,800万円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更及び廃止は第3表の地方債補正によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。波佐見町制60周年記念誌発行事業について追加をしております。平成28年6月1日、来年の6月1日は町制施行60周年を迎えます。記念誌の発行について、今年度から28年度にかけて業務を行いたいと考えておりまして、新たに追加しているものでございます。

6ページをごらんください。

第3表地方債の補正でございます。

まず、1の変更でございますが、歴史文化交流館（仮称）整備事業費について、補正前の3,010万円を2,520万円増額し、5,530万円としています。公共土木施設災害復旧事業につきましても、補正前の430万円を1,280万円増額し、補正後を1,710万円としています。臨時財政対策債については、補正前の1億9,000万円を1,790万円増額し、2億790万円としています。なお、起債の方法や利率、償還の方法につきましては変更はありません。

2の廃止につきましては、公営住宅整備事業について計上していましたが、今年度は事業を実施しないことから廃止としております。

めくっていただいて、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。ここからはそれぞれ担当課のほうから説明を申し上げますけれども、ページが前後する場合もあると思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

まず、私のほうからですが、まず、9款、1項、1目、地方交付税の中の特別交付税につきまして、平成26年度の実績から見込みによりまして4,000万円の増額を行っているところ

でございます。

17ページをお願いいたします。

16款、1項、2目、1節のふるさとづくり応援寄附金につきましては、11月までの実績から見込んで700万円の増額を計上しているところでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款、1項、3目、財産管理費におきましては、8節にふるさとづくり応援寄附金の増額とあわせて寄附の謝礼品代を420万円計上しています。これは事務委託料の組み替えによって増額をしたものでございます。それに伴って委託料を70万円の減額を行っております。

5目、財産管理費においては、15節に旧波佐見金山抗口の閉塞工事費として210万円を増額しています。新たに現地調査により発見されたものでございます。

次に、2款、1項、6目、企画費においては、19節に地域振興事業補助金100万円を計上しています。これは各自治会からの有線放送施設の改修等の補助要望に対応するためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款、1項、15目のふるさとづくり応援基金費でございますが、25節の積立金につきましては、寄附金額の増額見込みにあわせて積み立ての増額を行うものでございます。350万円を増額いたしております。

以上で企画財政課所管の説明については終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の主なものについて説明をいたします。15ページをお願いいたします。

14款、3項、1目、県支出金の総務費委託金でございますが、5節の選挙費委託費387万3,000円の減額をいたしておりますが、これは長崎県議会議員選挙が今年の4月の12日に執行をなされましたけれども、東彼杵郡選挙区におきましては無投票でございましたので、必要な経費が不用となりましたので減額をいたしております。県の交付金も同額でございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

2款、1項、1目。一般管理費の中の19節でございます。職員派遣負担金162万9,000円の追加をいたしておりますが、これにつきましては、今年度、長崎県と波佐見町とで県との人事交流を行っております、派遣をした職員の人件費と、それから県から派遣をされた職員の人件費の差額分、これは波佐見町に派遣をされた方の分が大きかったということで、差額分を県のほうに負担するものでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

2款、4項、2目。県議会議員選挙でございますが、先ほど申し上げましたとおりに選挙が無投票でございましたので、計上しておりました中で不用額と減額をいたしております。

続いて、48ページをお願いいたします。

人件費の中の一般職の総括表でございますが、その中で一番下の欄、比較の中で時間外勤務手当153万2,000円の減となっておりますが、この主なものは県議会議員選挙の職員の人件費、時間外勤務手当でございます。

総務課関係は以上です。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

税務課関係の補正を御説明します。

23ページをあけてください。お開きください。

2款、2項、1目、23節。償還金利子及び割引料です。これは当初見込みで予算を上げておりましたけれども、個人住民税の過年度分の還付申告が予定よりも件数、また額が大きくなりまして、12月から決算までの見込みを、昨年度のを見込みますと、19件ほどまた申告がっております。ですから、これを見込みまして、その額の大体100万円等を計上しております。

以上です。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課関係の主なものを御説明いたします。

11ページをお開きください。

13款、1項、1目。民生費国庫負担金、1節の障害者自立支援給付費負担金でございます。1,677万6,000円の増額としておりますが、これは歳出において、今回障害福祉サービス費3,355万2,000円の増額補正をしておりますが、その増額分の2分の1を国庫負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

14款、1項、1目。民生費県負担金、1節の障害者自立支援給付費負担金でございます。838万8,000円の増額としておりますが、これも同じく歳出におきまして障害福祉サービス費3,355万2,000円の増額補正に対しまして、その4分の1を県費負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

歳出ですけれども、3款、1項、2目。老人福祉費、13節の委託料108万5,000円の増としております。養護老人ホームの入所措置委託料でございますけれども、これは入所者の増加によりまして入所措置委託料に不足が生じたので、今回108万5,000円の増額といたしました。

それから、その下の3款、1項、3目。障害者福祉費の20節。扶助費でございます。ここに3,358万7,000円ということで増額をしておりますが、内訳の大きいもので、まず介護給付費の1,419万でございます。この介護給付費というものは、障害のある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう支援する事業でありまして、居宅介護とか、重度訪問介護、療養介護、生活介護などがあります。また、訓練等給付費1,936万2,000円の増としておりますが、これは障害者の方が自立した日常生活、または社会生活ができるように、一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために行う自立訓練とか、あるいは一般企業への就労を希望する人には就労に必要な知識及び能力の向上のために行う就労移行支援などがあります。いずれも27年度前期の実績から前年度の事業見込額に対して不足が生じたので、介護給付費1,419万、それから訓練等給付費1,936万2,000円の増額といたしております。

住民福祉課からは以上です。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

健康推進課関係の説明を申し上げます。

歳入、11ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項、1目、5節. 保険基盤安定負担金に901万6,000円を増額しております。これは国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険の安定的な運営が可能となるよう、平成27年度から財政基盤の強化策として公費投入が行われ、保険者支援制度の充実が図られたものによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1項、1目、5節. 保険基盤安定負担金に503万8,000円を増額するものでございます。先ほど御説明しました国民健康保険の保険者支援制度の充実分が450万8,000円の増額、それと低所得者対策保険料軽減分は、これは減額でございまして、65万6,000円が減額されております。それと、下段の分が後期高齢者医療の保険料軽減分118万6,000円が増額されたものでございます。

歳出をお願いします。28ページをお願いします。

3款、1項、1目. 社会福祉総務費、28節. 繰出金に1,470万6,000円を増額するものでございます。これは歳入で説明いたしました平成27年度から財政基盤の強化策として公費投入が行われ、保険者支援制度の拡充が図られたことによるものでございます。その額が1,715万8,000円の増額、それと普通交付税に算入されている法定繰出し分の財政安定化支援分245万2,000円の減額によるものでございます。

5目. 後期高齢者医療費、28節. 繰出金に158万2,000円を増額するものでございます。これも先ほど歳入で説明いたしました後期高齢者医療の保険料軽減分の増額によるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の予算を御説明いたします。

まず、14ページをお開きください。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、4目の農林水産業費県補助金でございます。三つの項目がございますが、まず、ながさき米・麦・大豆産地強化推進事業費149万2,000円、これにつきましては、農事組合法人が農機具を今回5台購入をいたしておりますので、県の補助が

2分の1相当分を計上をさせていただいております。それから、下の中山間地等直接支払交付金125万3,000円でございますが、これは当初予算を計上いたしておりましたけれども、今回改めて中山間地の面積が確定をしたということで、その差額分の補正をいたしておるところでございます。すぐ下の担い手農地集積事業費2,551万8,000円についてでございますが、これは皆様方御承知のとおり、現在、中間管理機構を活用しまして農地の集積をいたしておりますが、今年度分がほぼ確定をいたしておりますので、その分の集積協力金の金額を補正をいたしておるところでございます。

32ページをお開きください。

6款. 農林水産業費でございます。

まず、6目の水田農業対策費でございます。2,800万4,000円でございます。その内訳でございますが、先ほど申しました農地集積協力事業費補助金でございます。今回、8地域、98ヘクタールの集積がっております。協力金別に申し上げますと、地域集積協力金が2,329万7,600円、経営転換協力金が330万円、耕作者集積協力金が42万円ということで、合計の2,701万7,600円ということになっております。それから、先ほど申しました、ながさき米・麦・大豆産地強化推進事業費補助金でございます。これは溝掘機を5台、今回導入をされたということで、5地区。地区を申し上げますと、稗木場、折敷瀬、田ノ頭、岳辺田、村木の5地区が導入をされたということで、この分の事業費の2分の1は県、3分の1が町、残りを地元負担ということになっております。それから改善センターにつきましては、最後に別紙のほうで御説明をいたしたいと思っております。

10目の中山間地域等直接支払事業費でございます。これは先ほど申しましたように、中山間地域の交付対象面積が確定したということで、当初計上分との差額を187万8,000円計上させていただきます。

それから、改善センターの空調工事の関係については、本日、皆様方のお手元にお配りをしているかと思いますが、それをごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

波佐見町農村環境改善センター空調設備改修工事に至る経緯につきまして御説明を申し上げます。

まず、上段のほうには、これまでの補修経過等を記載をさせていただいております。改善センターができましたのが昭和55年9月でございます。それから直近の冷暖房設備の補修経過を書いておりますが、平成17年3月に冷温水管の補修工事をやっております。これはホー

ルへの配管補修でございます。それから、18年10月に暖房用のボイラー補修をやっております。それから、あわせてエアコン設置工事をいたしております。これまではボイラーとか、あるいは下のほうにあります冷房用のチラーで館内を全て賄っておったのですが、このときに各部屋、通路等につきましてはエアコンに全て変えたということで、18年以降はホールだけの冷暖房を全体的にボイラーとかチラーでやってきたということでございます。平成20年6月に耐震補強工事がなされております。それから平成22年2月に暖房用のボイラー補修、これは本体の取りかえでございます。これは470万ほどかかっております。それから平成25年9月に冷房用のチラー補修工事をやっております。これは温度調節機能の補修であったということでございます。

下のほうに書いておりますのが、今回補正に至った経緯でございます。平成27年7月に冷房用のチラーがストップをしてしまいまして、このときから冷房がきかなくなったということでございます。原因を保守業者に依頼をしたところ、やはり長年の負荷によって摩耗が生じ、補修が不能であるということが判明をいたしました。いわゆるもう経年劣化でございます。部品の調達もできないというようなことのお返事があっております。

それを受けまして、8月に保守業者からエアコン式はどうだろうかというふうなことで、ガスヒートポンプ式の提案がありました。これにつきまして、メリット、デメリットを探ってみたわけですが、まず、メリットとしましては、ガスを原料として使うわけですから、電気代よりもガスの燃料が格安であるということで、ランニングコスト的には削減できるだろうと。それからエアコンでありますので、手元で温度調節が可能になるということ、こういったことがメリットにあります。それから、デメリットとしましては、初期投資が聞いてみますと3,000万以上かかるということでございます。それから、これまで補修をしてきた設備が無駄になるといいますか、不要となるということ、こういったことがデメリットとして上げられております。

結果的に検討をした結果、ランニングコストは削減はいたしますけれども、初期投資が高額となりまして、さらには既存の設備の補修効果がなくなってしまうということから、現在使っている冷房用のチラー式がいいだろうということで、本体の取りかえを検討をいたしましたわけでございます。

早速、保守業者のほうからチラーの見積書が出されたことを受けまして、今回その見積額を参考に、約70%程度ではいいだろうということで、予算を1,100万計上させていただいて

おります。これは財政当局との調整によりまして計上させていただいております。

それとあわせて実施設計費も計上させておりますけども、これは町内の設計業者等の参考意見を聞きながら計上いたしておりますけども、実際、設計段階におきましては、費用対効果などを再度検証しながら、改めて検討をしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

それでは、商工振興課関係の補正予算について御説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

19款、3項、1目の商工費貸付金元利収入、これは歳出の34ページに関連しますが、今回さらに中小企業振興資金の元利の預託金を増額いたしますが、それがまた年度末にお返しいただく、返還するというので、歳入で1,000万円の増額を上げています。

34ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。これは先ほど申し上げましたように、7款、1項、2目の商工振興費の中で21節、貸付金、中小企業振興資金の貸付預託金でございますが、今年度から利率を低利にいたしました関係で非常に申し込みが殺到しております。2号補正では1,000万の増額をさせていただいておりますが、これは現在2行に預託をしておりますが、この均衡をとるために、今回合わせて1,000万円の増額をお願いするというものでございます。

それから、同じページ、3目の観光費、13節、プロジェクションマッピング開催業務委託料、これは前は、これまでは補助金のほうで計上しておりましたが、あわせて次ページの19節をごらんいただければと思いますが、補助金で計上していたものを今回委託料のほうに組み替えるという事業費の組み替えを行っております。

それから、7款、1項、4目の陶芸の館管理費でございますが、現在、陶芸の館の1階事務所、観光協会及び波佐見焼振興会の事務所として活用しておりますが、非常に業務量も増えまして、また職員も臨時を入れて対応しておりますが、非常に手狭になっておまして、その改修費といたしまして、4月から新たな体制で臨めるように今年度中に事務所の改修を行いたいということで、その設計業務委託費と工事請負費、合わせて306万8,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、建設課関係の説明をさせていただきます。

まず、11ページをお願いいたします。

歳入のほうですけれども、災害復旧費国庫負担金でございますけれども、実は5月に普通河川村木川の護岸が崩壊をいたしまして、この箇所が地すべり性を伴うということから、通常の災害復旧ではできないということから、特に国との協議を今行っているところでございます。予定としましては来年2月中旬に査定を受けるというようなことを踏まえて、今回補正をさせていただいたところでございます。不足部分の1,467万4,000円、済みません、が追加の補助というような格好になります。

それから、次のページの12ページでございますけれども、13款、2項、5目の土木費国庫補助金でございます。これは住宅補助金につきまして、長寿命化計画に基づいた江良山団地の浴室の防水とか、あるいは手すり等の計画を本年度実施をしたいということで、当初予算に計上をしていたところでございますけれども、これが防災安全型というような交付金だったんですけれども、メニューが違うというようなことで、今回取り下げをしまして、28年度に現在、要望を再度しているところでございます。そういったことから、今回2,072万7,000円、この分を落としているというような状況でございます。

それから、歳出の39ページになりますけれども、先ほど説明しました、8款、5項、2目の住宅建設費の中の部分で委託料及び15節の工事請負費ですね。この分で4,487万2,000円の減額というようなことでございます。先ほど説明しましたけれども、メニューの違いによりまして、今回取り下げをやって、28年度に要望しているというような状況でございます。

それから、46ページをお願いいたします。11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧事業費でございます。この分につきまして、5月に発生しました災害につきまして測量設計というような格好で、13節の委託料553万円、それから15節の工事請負費としまして2,202万円の増額というような格好にしたところでございますけれども、現在、国の査定官と協議を詰めておりまして、大体12月に査定を受ける予定で進めていたところでございますけれども、向こうの国等の都合もございまして、2月中旬に査定を受けるというような格好で現在進めて

いるところでございます。

内容につきましては、地すべり性であるということから、アンカー工法、それから護岸の復旧ですね。こういったものを中心に現在進めておりまして、実際、現地に調査ボーリング2カ所を入れまして、水位計、あるいはひずみですね。滑りの状況を確認をしながら、その分を逐次、国との協議を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

教育委員会関係の補正の説明をさせていただきたいと思います。

42ページ。

10款、2項、3目、13節。委託料でございます。東小学校のプールがことしの夏に全面が緑色に変色をし、泳げない状態になりました。そういうことで原因究明をしますと、やっぱり老朽化と浄化槽設備の不備ということで改修計画を行いましたけども、実際補助金が、改修補助の補助がなくなっております。そういうことで全面改修ということになりまして、当初、幾分御相談をしておりましたけども、全面改修の設計業務ということになる関係で、208万の増額の御相談でございます。

次に、44ページ。

10款、4項、2目、13節。委託料でございます。今、歴史文化交流館（仮称）でございますが、その分の基本構想等の検討を進めております。そういう中で、今年度並びに28年度で実施設計を行って、早い段階から工事に入るということで、その分の実施設計分の予算を2,800万計上させていただいております。

それから、18節。備品購入費、前回の一般質問でもございましたが、舞相の分室のロータリーの時計が非常に古くなって狂っているということから、早急な改善が必要だろうということで、ソーラー電池方式の時計に改修をするということで、90万4,000円の増額。

次に45ページ。

10款、5項、3目。体育センター管理費でございます。15節の工事請負費でございますが、この分につきましては、工事費の相談をし、計上させていただいておりますけども、設計を行っていく段階で、当初、予算計上は中学校の体育館の改修を基準に進めてまいりましたけ

ども、中学校の体育館と体育センターの体育館の床の厚みが違う。やはり実業団バレー等を行っておりますが、厚い部材を使ってあります。その関係の差額が生じまして、900万ほどの増額ということで御相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この改善センターの修理、この件についてお伺いします。

これだけ補修がずっと続いてきておりましたが、私もこれは、ちょっと今までずっと見とって、補修がずっとあそこは多かったんですね。その件で今回1,100万の補修費が入っておりますが、この件について、補修をされたのが25年と、これが一つ、次に27年にはもう故障がしたというような補修の実態ですね。この点がどういうふう到现在までされておったのか。また、この補修をされた業者が今回も関連をされているのか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

改善センターにつきましては、空調機のみならず、ほかのところもいろいろな箇所での補修が多いわけですが、この空調関係の保守業者につきましては、もう10年以上、当施設の保守点検業務をお願いしている業者でございますけれども、25年の9月に実施をしました箇所につきましては部分的な補修でございまして、温度調節機能がきかなかったというようなことでの部分改修というようなことで、45万ほどの費用がかかっているわけですが、もう既に35年が経過をしておるということで、各所にそういったひずみが生じてきて、今回、致命的な故障といいますか、本体そのものに内部に故障が生じたということで、もうやむなく本体そのものを変えざるを得なくなったというような状況でございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この件は、今、ホールだけなのか、もう一つ、小部屋がずっとありますが、この箇所的にどの箇所までされるのか。ある程度やっぱり小部屋は分室、分給をされてするのか、全部これが稼働するのか、そこら付近はどういうふうな計画になっておりますか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

これについては先ほど申しましたように各部屋とか通路、ロビーにつきましては平成18年にエアコン化をいたしておきまして、それまでは館内全体をボイラーとか、あるいはチラーで空調管理をやったんですが、18年10月以降は各部屋等につきましてはエアコンで管理をするように変わったところでございます。そういうことで、このボイラー等につきましては、もうホールだけの空調機になっておると、今はですね。そういったことでございます。

○11番（大久保 進君）

これはホールだけの話ですか、今回は。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

そうです。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

17ページをお願いいたします。17ページの16款、1項、これの寄附金の2目のふるさとづくり応援寄附金の中でなんですが、補正額前の金額は一応300万で、今回補正額で700万ほど、約2倍以上の伸びていることで上げております。ここでちょっと700万なんですが、現在何件ほどの寄附が集まっています、大体その最高額というのはちょっとあれなんですが、どのくらいの金額を寄附されているのでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

これまでの実績についてまず申し上げたいと思います。まず、現金といいますか、窓口関係で上がっておりますのが、21件で156万9,000円。歳入分でふるさとチョイスですね、10月から始めた分で506件、621万1,000円。合計で、527件、778万円が入ってきております。ほ

かに申し込みがあつている分では670万ほどあつておりますので、申し込み分を足しますと、あと50万円ほどのプラスになるというふうに思つております。金額的には、中心は1万円から3万円、特に1万円口が一番多いわけですが、これが1万円から3万円未満ですね、これが96%を占めております。ちなみに10万円以上の寄附者が2名いらっしゃいます。よろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

21ページ、総務費、2款。総務費の5目。財産管理費の15節、金山跡地の工事をするようになっているんですけども、この危ない箇所を見つけられた経緯と、今後はもうないのか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

この金山の現地調査につきましては、毎年国のほうにも報告をする義務がございまして、現況を、補修をした場所も含めて現状確認をしております、その中で町のほうの資料に記載されていなかったものが新たに発見されたというものでございます。今後も全くないということは断言できませんけれども、現地に入ったときには慎重に調査をしながら、新たなものも発見されれば同じような措置をしていきたいというふうに思つております。事故がないようにしていかなければというふうに思つております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

32ページの6目。水田農業対策費の中で、先ほど農地集積協力事業補助金の中に、これは8地域、98ヘクタールとおっしゃいましたけれども、この具体的なその地域はどこでしようか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

まず、田ノ頭の駄野地区ですね。それから村木、岳辺田、志折、湯無田、川内中、甲長野、平野、以上でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

46ページの災害復旧のことでお尋ねしたいんですけども、この村木郷ということで、私もその現地にはちょっと調査に個人的にいたしましたけども、一応お伺いしたいのは、御存じのように、その後の対策として、裏の山をアンカーで打たされて護岸工事をされるという形で、そういう方向でされているということは、住民の方もいらっしゃいますので、本当に感謝されているようでございます。

しかし、ちょっとお伺いしたいのは、護岸があつて、その裏が山になっているわけです。しかし、その河川そのものの近くに住宅が建てられていたということに対して、よく、またこういうところに家が建ったなという感じの状態であるわけですよ。そして、のり面かれこれ、町の河川ののり面というのはずっとありますけども、そののり面の基準というのは、ここに建てていい、建ててはだめですよという基準というものがあるものなのか、ないものなのか。県ののり面なんかでもいろいろと問題が発生しておりますけれども、町の管轄のそういう河川に対してはそういうことは全然、住宅かれこれに利用するということに対しては基準というものがないものか、ちょっとそこのところをお伺いしたいんですけど。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、河川等で災害を実施したと仮定をしたときに、ブロック等で復旧をしますと、当然、天端部分が生じてきます。コンクリートの天端と、後ろに栗とか砕石で裏込め材を入れますけれども、この天端幅につきましては護岸の施設であるということで、ここには個人的なものではないというような格好をして、管理を含めて天端をしているというような状況でございますので、そこまで越権してするということは、本来ちょっといけないのかなとは思っています。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

ということは、今回のこの事件が発生しましたところに対しては、多少、目をつむっていらっしゃるということになるんですかね。その、本当、護岸されているところと同時にそういうふうな形の人が入ってきたというような感じがしたものですから、その線というのがどこなのか、私も専門的にはわかりませんが、余りにもああいうふうな河川の近くに住宅を建て、いろいろな災害が起きたときには、相当またいろいろな地震かれこれが波佐見にはないからいいようなものであって、そういうこともひっくるめて、もう少し基準の見直しというのが大事じゃないかなと、私はこの前、見てから感じたわけでございますので、あと何かございましたらお願いします。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

河川等の護岸につきましては、例えば加重をそこまで計算しておりませんので、ただ、水とかそういったものを流すというような格好になりますから、重い構造物を設置しますと、当然そこに、護岸に無理が行くというようなことも考えられます。県の事業におきましては、2Hルールということで、例えば護岸の一番下から立ち上げたところのその半分の高さとか、そういったところまで根を例えば入れて構造物をしないとか、そういった基準があるというようなことでございますけれども、なかなか民地と護岸境ということになれば、当然、個人さんからされればぎりぎりまで利用したいということになられるんでしょうけども、本来はそういった加重を計算をされて、護岸に影響を与えない構造としていただく。ですから、例えば重量が重ければ、ちょっと控えて、その分に影響がないようにしていただくようなことが一番望ましいのかなとは思いますが。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

28ページの3款、民生費ですが、その3目、20節の扶助費のほう。先ほど介護給付費、訓

練等給付費の説明はあったんですけども、人数がわかられたらお願いいたします。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この利用人数でございますけれども、4月当初は大体利用者数、全体で言いますと120名該当ということでございましたか、今現在は144名ということで、二十四、五名増えているというようであります。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに何か。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

ちょっと3点ほどお伺いします。

32ページの7目になりますが、先ほどの農村環境改善センターのホールの冷房機改修工事です。これは1,100万ということで、先ほど課長の説明では実施設計費に300万組んであるわけなんですけれども、この実施設計費は今後の費用対効果あたりを見て、ちょっと、まだ検討するということの説明であったんですけども、一応、機器の一つの改修だろうと思うんですけども、この300万の実施設計費がどういう形で必要になってくるのか。例えば、この機器を入れかえるために建物の一部を取り壊したりなんかしてするためにこういうふうなものが必要になってくるのか。その内容をちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、38ページの土木費の河川公園整備事業費、桜づつみの路面改修は13万ということで上がっておりますが、桜づつみの路面がこれは透水性で今してあるものですから、かなり長年たちますが、路面から草が、雑草が生えてくるということで浮き上がったところも結構あると思います。今後その路面の改修はもっと多くなってくるんじゃないかなと思うんですけども、今後もやはり透水性の舗装で改修をされていくのか、その辺の考えがあれば、どういうふうな考え方を持っておられるか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、44ページの社会教育費の2目の文化財保護費、1目、1節の報酬です。歴史文化交流館のこの検討委員会の委員報酬につきましては、当初予算で5人、3回ということで、約8万予算を計上してありました。それで今回19万6,000円上がっておりますが、5人であ

れば、39回ぐらい、まだ今から検討委員会はされんばことになるんですけども、この19万6,000円を増額された分の何回ぐらい予定をされての話なのかですね。単純に割れば約40回ぐらいになるもんですから、委員数が変わってきたのか、その辺をお教えいただきたい。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

改善センターの設計費につきましては、特に具体的に詰めたものではございません。先ほど申しましたように、どのような手法であるかも含めて今後検討する段階で、若干多目にはございますが、そういった額で計上させていただいております。今申しましたような手法でやるのか、あるいは設備内部の改修も含めてやるのか、そういったものが想定をされますので、そういった額を計上させていただいております。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

失礼しました。桜つつみの路面舗装の件でございますけども、今後、透水性の舗装でやるのかということでございます。これまでの工法を勘案して、やはり工法としてはここは合わせたほうがいいだろうというふうに考えておりますので、透水性にしたいというふうには考えは持っております。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

44ページの報酬、19万6,000円の増額でございますが、当初、おっしゃるように5名を予定しておりました。専門家を中心に予定をしておりましたが、やはり湯無田地域のまちづくりの視点、また古民家活用のそういった建設、ないしは造園という委員も必要でなかろうかということで、今回の補正では13人の4回ということで、差額の19万6,000円ほどを増額させていただいたところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

先ほどは失礼しました。

32ページの農林水産のほうで、先ほども出ていましたエアコンのことで、この説明の要旨で大概わかりました。一つだけ、ガスを燃料として電気代が節約できるということですから、そのガスが情勢によって変化しますので、そのガス代がどれくらいの単価の設定で電気がどうなるかということはどういうふうにお考えになるのかですね。

そして、農林水産のほうで、どこでしたか、溝切り機を購入と、5機とかおっしゃったものですから、それはその要望によって購入していいんでしょうけど、いろいろな補助あたりが国から来て、そのときはその機械業者を含めて、30%補助、50%補助を来ますよということで買うわけでしょうけど、前にはいろいろな機械を買っても、二、三年でなかなか使わんというその機械もありまして、三、四年ほど前でしょうかね、防除機の名前はちょっとわかりませんが、トラクターみたいな大きい機械が700万円ぐらい、多分したと思いますけど、それも多分50%補助ということでしてはいたんですけど、もう、日進月歩、その機械は進歩するんでしょうけど、最近ではドローンという機械でも将来的にはするということが計画されておりまして、その時期時期によっていろいろ変わるとは思いますけど、そういう溝切り機もやはり有効利用していただいて、前に使われた方がどういうふうな状況かということで、もし、貸し借りができたら、そういうこともお願いできないかということです。

もう一つは、ちょっとページが変わりまして、35ページですね。商工費です。これは確認なんですけど、工事請負費ということで270万円ということで、どういう内容の改修工事をなされたかを御質問とします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

改善センターの空調設備の関係ですが、ガスを使った場合の効率といたしますか、燃料につきましては、詳細には電気代との比較はやっておりませんが、単価的にも安いというようなことで、電気代の50%程度の削減ができるんじゃないかなというような話は伺っております。

それから、農機具の導入でございますけれども、これはもう地元の要望に応じて導入をいたしておりますけれども、後の管理につきましては、そういう法人であったりとか、組合だったりとか、そういったところで管理をしていただいておりますので、そういった貸し借りにつきましては地元の判断になろうかと思っておりますので、こちらでは何とも言えないところでございます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

35ページの陶芸の館管理費の中の工事内容についてでございますけれども、陶芸の館の現在の事務室にございます壁をある程度撤去いたしまして、それから、従前はトイレだったのが現況は倉庫に使っている西側にございまして、そこを物の、観光協会、あるいは波佐見振興会がちょっとした物を置くとか、あるいは大変お客様が増えていらっしゃるというふうな状況でございますか、応接室がわりに使えるような小部屋として整備したいというふうな考えておられて、一部、壁のぶち抜きを行って、そこら辺の出入りができるようにしまして、事務所機能を拡張したいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

前段の溝切り機なんだろうけど、貸し借りはそういう団体できたり、できなかったりということですから、行政側は別になんだろうけど、ただ、その有効利用という面で補助をいただくということで、どれぐらいの面積で、どれぐらいの稼働内容ということも、多分5年に1回とかの検査が国から入ると思っておりますけど、そういうことも含めて、事前に1年、2年で町もどれぐらい使っていますかというぐらいの、やはり補助金に対しては国の補助といたしても、そういうこともやっぱりある程度集約しながらするということですから、そちらのほうも確認の来ることも、今後のその農業の厳しい状況におけるときに、やはりお金

をやるほうも、しかし、もらうほうもそういう気持ちでしなければならないという面も解して、そういうチェックもぜひしていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

有効利用ということでございますけども、集落組合とか、あるいは法人につきましては、5年ごとにそういう経営計画を立てていただきながら、さらに拡大をしていただくような計画をしていただいております。そういった中で、機械の保有、こういったものを保有しているのか、こういった年数が経過しているのか。そういったのもその時点でその都度チェックができております。そういった機械の状態もそういった節目節目でチェックを入れるようにいたしておるところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

5ページ、債務負担行為の補正なんですけど、町制60周年記念誌の事業についてなんですけども、これは何部ぐらいの記念誌を発行されるのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、22ページ。22ページの2款、1項、17目の1. 報酬の地域おこし協力隊報酬、これは18万上がっていますけども、この説明をお願いしたいと思います。

それから、44ページ、10款. 教育費ですね。4項、4目、11節です、需用費、修繕料が129万9,000円上がっておりますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

5ページの債務負担行為の60周年記念誌の発行事業につきましては、まだ内容的には詰めておりませんが、そんなに大きな、莫大などいいますか、資料をつくらうというふうには考えておりませんが、できれば全世帯配付をしていきたいなというふうに思っておりますので、6,000部なりの刷数になるのかなというふうに思っております。

それから、地域おこし協力隊の関係ですが、今、波佐見町でも移住定住の促進ということ

で人口増を図りたいというふうなことで活性化を図りたいということでありますけども、今年度中にこの地域おこし協力隊を採用した場合には県の助成制度も活用できるということで、今募集をかけておるところでございます。それで、1月の8日まででしたかね、募集をかけておまして、1名の募集をかけております。3月1日からの採用を予定しておまして、1名分の上げているということでございます。また、つけ加えますと、空き家対策を、そういったところを重点的に取り組んでいただこうというふうに思っておるところでございます。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

44ページ、4目の総合文化会館の11節、需用費、修繕料の129万9,000円。主に音響反射板の改修、それから小ホールの移動ステージがあるわけですけども、キャスターが古くなって、文化祭の折に倒れまして、多少足に当たったと、そういう状況があったりしたもんですから、早急な改修を行うということでございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

その22ページの地域おこし協力隊の件なんですけども、今3名いらっしゃって、新たにということをおっしゃいましたけども、この辺、地域協力隊というのは、要するに人数制限というのはないのかどうかですね。前、2名とかなんとか言いよらしたときがあったと思うんですけども、今の町の考え方として、何名ぐらいまでしようとか、そういうところが構想としてあられるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

御存じのとおり、昨年4月1日から1年ごとなんですけども、最大で3年間ということで3名の方を今採用しているところございまして、30年の6月までが最大の期間でございます。今度、今、1名の方を追加募集ということで上げておりますけども、人数を何名までということは特に決まりはありませんが、町としましては今この4名、もう1名の追加ですね。現在のところはここまでということで考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

ちょっと、この44ページの文化会館の件でございますが、先般、老人クラブで50周年をやりました。あそこで、せっかく講師の方がマイクが通らなかったという不良があったんですよ。ですから、備品購入で何かそういうときにピンマイクとか、そういうのが購入できればされたほうがいいのかなと思いますが、何かそういうところで、やはり音響が少し難しい状況になっているんじゃないかと思いますが、その点は今後の課題として思っていたきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

やはり十数年たっておりますので、経年劣化で微妙なマイク等の故障が生じているところもあります。逐次改修していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第74号

○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第74号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第74号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,410万9,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては主なものは、保険基盤安定繰入金の保険者支援分に係る一般会計繰入金及び療養診療報酬返還金の増額で、歳出につきましては、主なものは一般被保険者療養費及び予備費の増額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

9款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金を1,470万6,000円増額し、1億636万8,000円とするものです。これは保険基盤安定繰入金として低所得者の被保険者の保険料軽減のために国及び町が財政補填を行うためのものと、財政基盤の弱い保険者の財政支援のために国、県、町が行うものがございます。今回は保険料軽減分として87万5,000円を減額、保険者支援分として1,803万3,000円を増額するものでございます。また、普通交付税に算入される財政安定化支援に係る繰入金245万2,000円の減額によるものです。

次ページをお願いします。

11款. 諸収入、4項、3目. 返納金を338万6,000円増額し、338万8,000円とするものです。これは一般被保険者に係る診療報酬について、医療機関の診療報酬算定誤りに伴う返納が発生したことにより、既に支払っていた医療給付費が返還されたものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費、1項、2目. 一般被保険者療養費については、給付見込み額の増加に

より190万を増額し、840万円とするものでございます。

12ページをお願いします。

8款、1項、3目。保険事業費については、今年度中に策定を行う必要があるデータヘルス計画策定に要する経費を48万6,000円増額し、364万5,000円とするものです。

14ページをお願いします。

12款、1項、1目。予備費については、1,560万6,000円を増額し、2,402万8,000円とするものです。

以上で、平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松添議員。

○10番（松添一道君）

12ページですけれども、12ページの3目の19節、糖尿病性腎症重症化予防事業なんですけれども、これは予算は2万円ですけれども、これは共同事業として何名ぐらいのこの患者を見られておるのか。あるいは、また波佐見町で何名ぐらいいらっしゃるの見積もっていられるのか。この対象者はどのようにして抽出をされるのか。対象者は簡単にわかるのかなと思って。

それと、14ページの予備費なんですけれども、これが1,560万6,000円予備費に追加されておりますけれども、これは予算超過のときに支出するためには余計あったほうがいいんだろうと思いますけれども、幾らぐらいが適当と思われているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

糖尿病性腎症重症化予防事業、共同事業負担金でございますけれども、これは実際始まるのは平成28年度からでございます。今回2万円増額して計上いたしておりますのは、これに従事される医師の研修会が開催をされる予定です。これを21市町村が共同で費用を出し合っ、その研修会の費用の負担とするということでございます。また、あと、対象者については、今まで検診等を行ってきておりますし、レセプトの情報、その二つの情報を勘案しながら、実際にそういう重症化予防に対応する人を抽出してから、各市町で実施をするようにし

ておりますけども、まだ実際に抽出自体がしておりません。本町の場合は、ある程度、人数からすれば十数名ぐらいだろうと思いますけども、全ての人が、町が実施するわけではございません。実際に医療にかかっている方は医療でもらうんですけども、それ以外に医療にかかられていなくて、町自体が重症化予防を指導したほうがいいという方を選んで実施するというので、実際に人数等はまだ決まっているものではございません。

それと、予備費についてでございますけれども、大体診療報酬の保険者負担の本当は3カ月分ぐらいが必要ということで、結構な金額になるんですけども、本町としては約3,000万ぐらいは常時予備費の中といたしますかね、そういう突発的なものの支出のほうに充てるというので従来してきたんですけども、毎年の、過去二、三年、繰越金が減少しておりまして、少ない状況でございます。2,400万ありますけども、実際のこちらの予定とすれば、まだ少ないというような状況でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

7ページの返納金の関係ですけども、これはレセプト点検等で発見されたものか、それとも医療機関のほうから算定誤りだったんだというような、やって返納されたのか、そのあたりの状況をお願いします。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

この件については、医療機関が診療報酬の算定を誤っていたということで、医療機関からの申し出により返納がされたものでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号

○議長（川田保則君）

日程第3. 議案第75号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第75号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,048万2,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては保険基盤安定に係る一般会計繰入金増額で、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合への広域連合納付金の増額でございます。

それでは、6ページをお願いします。

歳入でございますが、3款. 繰入金、1項、2目. 保険基盤安定繰入金に158万2,000円を追加し4,900万9,000円とするものです。これは低所得の被保険者の保険料軽減のために県及び町が財源補填を行うためのものでございます。

次ページをお願いします。

歳出でございますが、2款. 後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目に158万2,000円

を増額し1億4,603万6,000円とするものでございます。これは一般会計からの繰入金を保険基盤安定負担金として広域連合へ納付するものでございます。

以上で、平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号

○議長（川田保則君）

日程第4. 議案第76号 波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議案第76号について説明をいたします。

波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月8日。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に基づき、個人番号の利活用が開始されることから、本条例を制定するものでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

本条例の制定につきましては、いわゆる法律が制定をされておりますけれども、その法律の第9条2項及び19条9号に基づきまして、個人番号の利用と、それから個人番号を含みます特定個人情報の提供に関して、条例に委任された事項がございますので、その委任の項目に従いまして条例の制定をするものでございます。

趣旨は、法律に規定はされているものについては当然利用ができるわけでございますけれども、法律に利用が規定がされてない事項については、条例にきちんと定めて、それから地方公共団体がその情報を利用すると、そういうルールになっておりますので、必要な項目を制定するというところでございます。

第1条、趣旨。この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

法律の第9条第2項につきましては、個人番号の利用に関することが条例委任されております。それから第19条第9号につきましては、庁内の、庁内はいわゆる役場の庁内ですね、他の機関に提供する事務ということで、その事項についても定める必要があるということでございます。

第2条、定義。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるということで、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、それから情報提供ネットワークシステム、この用語の4点について解説をしたものでございます。

まず、個人番号でございますけれども、これはいわゆるマイナンバー、12桁の個人番号。特定個人情報とは、そのマイナンバーを含みます個人情報。それから、個人番号利用事務実施者とは、いわゆるその事務処理をする者。それから、情報提供ネットワークシステムとは、他の団体の機関と連携をするためのネットワークシステムということになっております。

第3条、町の責務。町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り

扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

第4条、個人番号の利用の範囲。法第9条第2項の条例で定める事務は、以下記載がございありますが、ここにつきましては、まず、第1項が独自利用事務の範囲を明らかにするというものでございまして、別表第1、別表第2に掲げるものが掲げられております。第2項、別表第2の左欄に掲げる機関は、以下の条文につきましては、執行機関が行います事務に関し利用できる情報を規定しているものでございまして、21項目の事務が掲げられております。

次ページをお願いいたします。

同じく第2項の第2行目でございします。ただし、法の規定により、以下の条文につきましては、他団体から情報提供ネットワークシステムを通じて提供されます事務情報を受けることができれば、ここの利用はすることができないということの規定でございします。

第3項、町長または教育委員会は、以下の条文につきましては、法律の別表に掲げる事務と特定個人情報を町と教育委員会が利用できることを包括的に規定をされたものでございします。

第4項、前2項の規定により、以下の条文につきましてはと、特定個人情報を利用することができる場合においては、他の条例、規則、その他の規定によりとありますが、この項目につきましては、書面の提出、いわゆる必要な書面の提出が義務づけられていたものであっても、ここの利用ができるということであれば書面の提出が必要ありませんよという趣旨の規定でございします。

第5条、特定個人情報の提供。法第19条第9号以下の条文ですけれども、法第19条第9号から委任を受けた事項として、同一自治体内の他の機関に対し提供する事務と特定個人情報が規定をされております。

それから、第5条の第2項でございします。前項の規定による以下の条文につきましては、第4条の第4項と同じく、書面の提出が必要なものについては書面の提出が必要ありませんという趣旨の規定でございします。

第6条、規則への委任。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附則。この条例は平成28年1月1日から施行するものでございします。

続いて、3ページ以下をお願いいたします。

別表第1でございます。別表第1は第4条関係の規定に係るものでございますが、いわゆる町が独自利用できる事務の範囲を規定しておりまして、町長部局ができるものが6項目、教育委員会部局が実施できるものが1項目、規定をされております。

別表第2、これも第4条関係でございますが、ここには機関と事務、それから特定個人情報各欄に記載をされておりますが、実施をする機関と、それから機関が行うべき事務、それから行うべき事務に対して利用することができる特定個人情報がそれぞれ規定をされておりました。例えばで申しますと、第1項目めは、町長は児童福祉法による障害児通所給付費以下の事務に対して、地方税関係の情報、それから身体障害者手帳等々の情報、生活保護関係に関する情報、療育手帳に関する情報、これを利用することができる、こういった趣旨の内容でございます。以下8ページまでに21の事務が規定をされております。

ページが飛びまして、9ページをお願いいたします。

別表第3、第5条関係でございます。ここにはいわゆる同一の地方公共団体の中の他の機関との情報のやりとり、情報の提供ができるという項目の内容でございます。情報照会の機関、それから事務、情報提供の機関、そして提供をする特定個人の情報が規定をされておりました。ここでは教育委員会が就学援助に関する事務に関する照会をすれば、町長は地方税関係、児童扶養手当法に関する情報、生活保護関係の情報を機関をまたがってできると、情報提供ができるという趣旨の表でございます。

以上、本件につきましては全員協議会で一応説明をいたしておりましたけれども、概要の説明を終わりたいと思います。以上、御審議方、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

松添議員。

○10番（松添一道君）

この条例の中に個人番号利用事務実施者ということが出てきますけれども、これは例えば研修を受けた、誰でもなれるものか、その事務に精通した人がするんでしょうけれども、誰でもなれるものか、あるいは研修等が必要で、そういう人を決めるのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

第2条の第3項、個人番号利用事務実施者のことだと思いますけれども、これは個別な職員のことを言っているものではございませんで、いわゆる地方公共団体が実施をするものであると、そういう趣旨の実施者ということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号 波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号

○議長（川田保則君）

日程第5. 議案第77号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第77号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由。下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正内容については新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

これは下水処理場から出される汚泥について排水基準値を述べたものです。

特定事業場の除外施設の設置等。

第10条第1項の(10)ですが、トリクロロエチレンの排出基準値、現行1リットルにつき0.3ミリグラムを0.1ミリグラム以下に改めるものです。

附則としまして、この条例は交付の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

この条例に書かれている、いわゆるトリクロロエチレンの本町の値というのは、近々の値というのは幾らか、教えてください。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

本町の値では、トリクロロエチレンは検出されておられません。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

○議長（川田保則君）

日程第6．議案第78号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。
本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第78号について説明をいたします。

議案第78号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置について。

行政不服審査法第81条第1項及び地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、北松北部環境組合及び長崎縣市町村総合事務組合との協議により、次の規約を定め、長崎縣市町村行政不服審査会を共同して設置することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、規約の内容説明に入ります前に、この行政不服審査会の共同設置の経過について説明をさせていただきます。

行政不服審査法そのものについては来年の4月の1日から改正施行されるものでございますけれども、これが改正をされまして、附属機関として第三者機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を条例で定める必要があることになっております。ただし、この条例で定めるものについては、この審査会は単独で設置する場合についてのみ条例規定が必要となっております。この審査会につきましては、法律に基づきまして共同で設置することも可能ということがわかっておりましたので、県内の各市町と研究協議を重ねまして、共同設置をするという方向でほぼ決定をいたしました。決定をいたしましたけれども、この共同設置に関しては、当然市町村の任意の判断で、その共同設置に参加をするか、しないかを判断をするわけですが、県内の18の団体、冒頭読み上げました団体が参画をするということで意向が決定をいたしましたので、今回規約を定めて、その規約の決定を、この議会で決定をしていただくことというものでございます。

それでは、規約の中身について説明をいたします。

第1条、設置につきましては、ただいま冒頭申し上げました団体、これに当然波佐見町も入りますが、この18団体がその行政不服審査会を設置をするというものでございます。

第2条、名称。名称は長崎県市町村行政不服審査会といたします。

第3条、執務場所。審査会の執務場所は長崎市栄町4番9号、長崎県市町村総合事務組合、いわゆる町村会の中にごございますけども、そこに事務所を置くと。

第4条、委員、それから第5条の専門委員につきましては、代表団体の条例の定めるところによりということになっておりまして、代表団体とは長崎県市町村総合事務組合、町村会の中にごございます事務組合が代表団体となって、その条例に基づいて、委員あるいは専門委員を選任して運営をするということになっております。

それから、第6条、事務職員。事務職員も代表団体の職員をもって充てます。

経費の負担、第7条でございますが、この審査会に要する経費の負担は、参加団体と代表団体が協議をして、参加団体が負担をするということになっております。

それから、この経費でございますが、おおむね年間に通常の普通負担金だけで300万円を計上いたしております。その300万円に対しては、波佐見町として大体14万7,000円を負担をすることといたしておりますが、これは通常の負担でございますが、もし審査の実務が発生をした場合については、1件当たり特別負担金として約30万程度必要ではないかと試算をいたしております。

それから、ページが変わりまして、第8条、審査会に関する予算。先ほど申しました300万の予算につきましては代表団体の特別会計として処理をされます。

第9条、審査会に関する決算報告は、その議会に付議して通知をするということになっております。

第10条、補足。この規約に定めるものを除くほか、審査会の運営に関し必要な事項は代表団体管理者が定める。代表団体ですから、総合事務組合の管理者が定めることになっております。

附則。この規約は行政不服審査法の施行の日、いわゆる平成28年4月1日から施行することになっております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号 長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第4号

○議長（川田保則君）

日程第7. 発議第4号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

発議第4号

平成27年12月11日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

提出者 波佐見町議会議員 古 川 千 秋

賛成者 波佐見町議会議員 今 井 泰 照

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。義務教育を受ける児童生徒が、分け隔たりなく全国均等に教育を受けるため。

別紙をお願いします。

別紙

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育は憲法の教育の機会均等と義務教育無償の原則に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の将来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っている。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務である。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものである。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟34カ国中、日本は最下位となっており、また三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件の格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成・創出から雇用・就業の拡大に備える必要がある。

よって、国におかれては義務教育費の負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の指定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様

総務大臣 高市 早 苗 様

財務大臣 麻生 太 郎 様

以上です。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました、発議第4号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。したがって、字句等の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査の申出について

○議長（川田保則君）

日程第8. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。次に、本定例会までに受理しました陳情書2件につきましては、配付にとどめますので御了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成27年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員